

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人晃樹会（以下「本苑」という。）の定款第21条の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員として週平均2日以上業務にあたる理事長に対して、別表1の報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等が、その職務の為に、理事会、評議員会及び監査等に参加したときは、別表2の報酬を支給する。
- (3) 法人の職員を兼ねる理事には報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等は、その職務の為に、理事会、評議員会及び監査に参加したときには、別表3により費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合は、「旅費規程」に基づき、旅費を支給することが出来る。この場合、前項の費用弁償は支給しない。
- 3 理事長には費用弁償は支給しない。
- 4 法人の職員を兼ねる理事においては、「旅費規程」の定めるところによる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本苑は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員（理事長）の報酬の額

役職	報酬月額	年間総額
理事長	600,000円	7,200,000円

別表 2 非常勤役員等の報酬の額

役職	報酬日額	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
理事	10,000円	50,000円	300,000円
監事	10,000円	50,000円	150,000円

別表 3 費用弁償の額

日額	3,000円
----	--------